

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1053 号（諮問第 1716 号）

件名：本庁課室調査表等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 7 月 7 日、同年 8 月 19 日及び平成 31 年 3 月 6 日

2 原処分

平成 28 年 8 月 19 日、同年 9 月 1 日及び平成 31 年 3 月 29 日（一部開示決定）

愛知県代表監査委員（以下「代表監査委員」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 8 月 25 日、同年 9 月 5 日及び平成 31 年 4 月 4 日  
原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 12 月 26 日

5 答申

令和 5 年 4 月 25 日

6 審査会の結論

代表監査委員が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 も同様とする。）は、代表監査委

員が入手した監査資料のうち、教職員課を含む愛知県教育委員会に係る本庁課室調査表並びに県民総務課及び文化芸術課を含む県民生活部（当時）に係る本庁課室調査表、事務局監査報告書及び定期監査調書であると解される。

分類2は、代表監査委員が入手した行政文書開示請求書並びに代表監査委員が作成した行政文書一部開示決定通知書、行政文書不開示決定通知書及び決定期間延長通知書であると解される。

実施機関は、別表2の1欄に掲げる部分を条例第7条第2号及び第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号及び第6号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が同表の2欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類1には休職者の職名、期間及び理由、長期療養者の期間及び理由、在職者の死亡の理由及び死亡日、公務中の交通事故者の職名及び氏名、健康管理区分がA区分、B区分及びC区分である職員がその区分となった主な理由、長期療養者の療養休暇取得に至る経緯、愛知県を被告とした裁判に係る原告、控訴人の氏名及び原告が特定できる部分並びに原告の傷病名が記載されていることが認められた。

分類2には開示請求者の氏名、郵便番号、住所又は事業所の所在地及び電話番号が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別

することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、分類1の休職者の職名、期間及び理由、長期療養者の期間及び理由並びに長期療養者の療養休暇取得に至る経緯といった個人の休暇に関する情報並びに公務中の交通事故者の職名及び氏名といった個人の名誉に関わる情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書ハに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、分類1には職員が使用するパソコンの端末番号が記載されていることが認められた。

この情報は県が行う情報資産の管理事務に関する情報であり、仮に公にした場合、外部から県情報通信ネットワーク環境に不正に接続できてしまう危険性が高まり、県の情報資産の管理に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、この情報は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部開示決定	4 審査請求年月日
請求 1 現在管理しているもの ・愛知県教育委員会教職員課に係る監査資料一式	分類 1	・本庁課室調査表（平成 25 監査年度から平成 27 監査年度までの分）	平成 28 年 8 月 19 日 付け 28 監査第 63-2 号	平成 28 年 8 月 25 日
請求 2 ・開示請求書 ・開示決定等の通知書	分類 2	・行政文書開示請求書（平成 28 年 5 月 27 日、平成 28 年 6 月 16 日及び平成 28 年 7 月 7 日） ・行政文書一部開示決定通知書（平成 28 年 8 月 19 日付け 28 監査第 63-2 号） ・行政文書不開示決定通知書（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 監査第 37 号及び平成 28 年 8 月 19 日付け 28 監査第 63-1 号） ・決定期間延長通知書（平成 28 年 6 月 10 日付け 28 監査第 30 号及び平成 28 年 7 月 21 日付け 28 監査第 44 号）	平成 28 年 9 月 1 日 付け 28 監査第 74-2 号	平成 28 年 9 月 5 日
請求 3 監査に係る文書全部（県民総務課分、文化芸術課分 26 年度、27 度、H28 年度、H29 年度、H30 年度）	分類 1	・本庁課室調査表（県民生活部）（平成 26 年度から平成 30 年度までの分） ・事務局監査報告書（県民生活部）（平成 26 年度及び平成 27 年度までの分） ・定期監査調書（平成 27 年度から平成 30 年度までの分）	平成 31 年 3 月 29 日 付け 30 監査第 207-2 号	平成 31 年 4 月 4 日

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休職者の職名、期間及び理由</li> <li>・ 長期療養者の期間及び理由</li> <li>・ 死亡の理由及び死亡日</li> <li>・ 事故者の職名及び氏名</li> <li>・ 健康管理区分が A 区分、B 区分及び C 区分である職員の主な理由</li> <li>・ 長期療養者の療養休暇取得に至る経緯</li> <li>・ 愛知県を被告とした裁判に係る原告、控訴人の氏名及び原告が特定できる部分並びに原告の傷病名</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が使用するパソコンの端末番号</li> </ul>	条例第 7 条第 6 号に該当 県が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
分類 2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求者の氏名、郵便番号、住所又は事業所の所在地及び電話番号</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため